

電子契約サービスの利用について

本件の契約は落札者が希望する場合、立会人型電子契約サービスによる締結が可能です。

インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、費用負担なく電子契約サービスを利用することができます。

電子契約サービスの詳細については下記リンクからご確認ください。

電子契約(千葉県 HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dejisui/denshikeiyaku/index.html>

電子契約サービス利用を希望される場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。

(様式第3号)

年 月 日

契約締結者 様

住所 _____
番 号 _____
氏 名 _____
(代表者氏名)
(受託者)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

以下の案件において、千葉県電子契約サービスを利用して契約を締結することになります。
なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

案件名: _____

契約締結権限者	役職	氏名
メールアドレス		

事務担当者①	役職	氏名
メールアドレス		

事務担当者②	役職	氏名
メールアドレス		

※先鋒の順に、電子契約サービスにて契約書の内容確認処理を行います。
※事務担当者メールアドレス②については、契約締結権限者以外の者が確認処理を行う場合に記入ください。

【事務担当者】必ずご記入ください。
部 署 名: _____
役 職: _____
氏 名: _____
電 話 番 号: _____
メー ル ア ド レ ス: _____

※指定したメールアドレスに変更があった場合は、速やかに、変更後のメールアドレスを
提出してください。

・契約の相手方決定後、電子契約の希望確認を行います。

・電子契約による契約の締結について同意する場合、契約締結に利用するメールアドレス等を本様式に記載し、契約担当課へ提出してください。

千葉県 電子契約 説明会

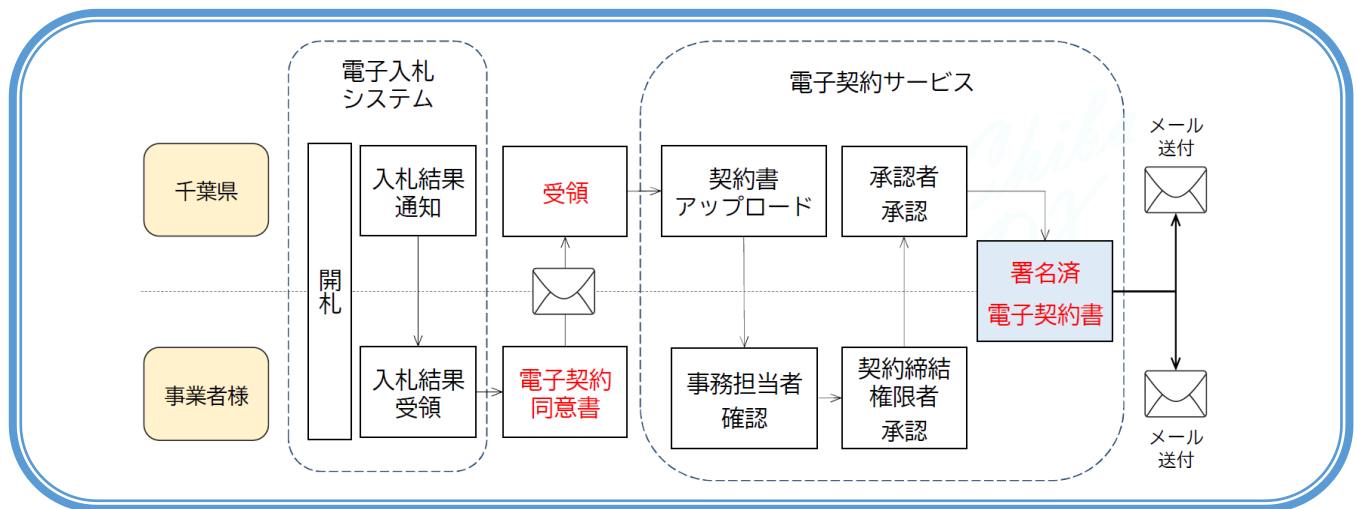


※1)事業者様の最終承認者となる「契約締結権限者」(必須)と、最終承認の前に確認処理を行う「事務担当者」(任意) について、役職・氏名・メールアドレスを記載いただきます。

※2)本様式は、上記「電子契約に係る事業者向け説明会について(千葉県 HP)」からダウンロード可能です (「千葉県 電子契約 説明会」で検索)。

※3)契約締結権限者と事務担当者で同一のメールアドレスを使用することはできませんのでご注意ください。

電子契約事務フロー(電子入札の例)



契約書アップロード後には契約書データの差し替えが不可能であるため、案件によっては県担当者の契約書アップロード前にあらかじめ事業者様から「契約書に記載する事項の情報」や「契約書にとじ込む資料のデータ」をご提供いただく必要があります。

【あらかじめご提供いただく必要がある情報や資料データの例】

契約保証金を要する契約の場合・・・契約保証の種類等

リサイクル法適用工事の建設工事請負契約の場合・・・「法第 13 条に基づく書面」のデータ

など

※依頼があった際は、速やかに県担当者までご提供いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、電子契約サービスの機能や操作方法については、クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご活用ください。

⇒「クラウドサインヘルプセンター」(<https://help.cloudsign.jp/ja/>)

【電子契約対象外となる契約】

- ・書面で行うことが法令等で規定されている契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・自動更新条項付きの契約
- ・契約書一式のPDFデータが50MBを超える場合
- ・契約日までに双方の電子署名が困難な場合 等

電子契約サービス利用にあたりましては契約日までに双方の電子署名を完了させる必要があります。スムーズな署名処理にご協力いただきますようお願いいたします。